

士 午後

令和 6 年測量士試験問題集

必須〔No. 1〕

問 A. 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の条文の一部である。

ア ～ サ に入る語句を解答欄に記せ。

ただし、同じ語句が入ることもある。

第三条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、 ア 及び測量用写真の撮影を含むものとする。

第四条 この法律において「 イ 」とは、すべての ウ となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

第五条 この法律において「公共測量」とは、 イ 以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は エ の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。
(第一号、第二号 省略)

第九条 この法律において「 オ 」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「 カ 」とは、 オ を得る過程において得た作業記録をいう。

第二十二条 何人も、 キ の承諾を得ないで、基本測量の測量標を移転し、 ク し、その他その ケ を害する行為をしてはならない。

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、 コ の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

第三十二条 公共測量は、 サ の測量成果に基づいて実施しなければならない。

〈次のページに続く〉